

箱根町公共サインガイドラインの策定について（2011.3.4 更新 竹村）

1 進め方

(1) できることをできるだけ早く実施する。

ア 公共サイン設置状況調査の実施 H22.6.17～H22.9.17 に実施済

イ 関所通りの交通規制サイン等の撤去を円滑的に実施 H22.6.22 実施済

ウ 公共サイン設置状況調査報告書の作成

引き続き調査を継続している課の進捗状況を景観施策推進会議で確認し、調査終了後にとりまとめる。

エ 設置状況が悪いとされた看板の対応について

(ア) 緊急性を要するもの

各課の予算で対応を依頼

(イ) その他改修等が必要な公共サイン

次年度策定する公共サインガイドラインに沿って計画的に対応

(2) 景観施策推進会議等において、調査・研究を進める。 H22～H23

(3) 公共サインガイドラインの策定 H23.9 策定予定

2 箱根町公共サインガイドラインのコンセプト

(1) 町の自然景観、街なみ景観に配慮する。

(2) 誰にでも分かりやすいものとする。(高齢者、視覚障がい者、外国人等への対応)

(3) 情報提供手段の側面からガイドラインの在り方について提示する。

(4) 本ガイドラインの策定を、屋外広告物の調査・研究の一環として捉え、町としての屋外広告物の在り方について検討する。

これら4つのコンセプトを有機的に絡め、定めるべき基準を作るものとする。

3 ガイドラインに定めるべき事項

(1) 公共サインの定義

ア 案内看板

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図等で示すもの
例...観光案内板、地域案内板、施設案内板

イ 誘導看板

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印等で示すもの。
例...観光地などへの誘導標、指定避難場所表示板

ウ 位置看板

施設や道路名など特定の場所を示すもの
例...施設名表示板、道路名表示板

エ 解説看板

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの
例...文化財説明板、施設説明板

オ 注意看板

特定の場での規制、警戒等の注意喚起することを目的とするもの。
例...ポイ捨て禁止看板、駐車禁止標、禁煙標、立入禁止標、火気注意標

(2) ガイドラインの対象とすべき公共サイン

(3) 基準

ア 表示デザイン

(文字書体、色彩、デザイン、ピクトグラム、イラスト、表示面積、高さ、向き)

イ 配置・整備

(構造、照明、位置)

ウ 表示内容

(情報掲載基準、凡例、方位、スケール、多言語表示)

エ エイブルデザイン

(外国人、車いす使用者、視覚障がい者、経路表示)

オ 景観

(色彩、規模、集約化、事業者等への協力)

(4) サインに替わる又は補完する方策(ツール)等の検討(地図、携帯サイト、パンフレット等)

(5) 維持管理

各課で公共サイン設置状況調査票を利用し、必要に応じて管理していく。

4 留意すべき国等が定めるサインのガイドライン

(1) 観光活性化標識ガイドライン(H17.6 国土交通省)

(2) 公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン(H13.8 コロジウム・エイティ財団)

(3) 標準案内用図記号ガイドライン(H13.3 コロジウム・エイティ財団)

5 留意すべき関連法規

- (1) 神奈川県屋外広告物条例
- (2) 自然公園法
- (3) 箱根町景観条例・計画
- (4) 道路構造令
- (5) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
- (6) 消防法